

公 告 追 記 事 項

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名・規格 別紙内訳書のとおり(内訳書備考欄の○は見本提出)
- (2) 数 量 内訳書の数量は予定数量とする。
- (3) 納 地 陸上自衛隊福島駐屯地 糧食班 (食品衛生検査終了後納入のこと)
- (4) 納入 時間 特に示す場合を除き、平日8時30分～12時00までとする。
- (5) 納入 規定 納入時、物品の特性上必要な梱包用発泡スチロール等の容器は、業者側に帰属する。

2 競争入札参加資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)で東北地域の物品の販売でD級以上の資格を有している者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- (6) 入札後契約を締結するまでの間に都道府県警察から 暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者との契約は行わない。
- (7) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) 第7号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札日時及び場所

- (1) 見本提出日時 令和8年9月9日 09時00分より 令和8年9月9日 12時00分まで
 - (2) 郵便入札書受領期限 令和8年9月14日 15時00分 までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。
 - (3) 直接持参入札書受領期限 令和8年9月15日 9時00分 までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。(ただし、入札参加者は入札時まで)
- なお、郵便等の入札をする際は、事前に分任契約担当官の事前承認を受けるものとし、到着の有無は応札者の責とし確認するものとする。

初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札は次のとおり

日時： 別示

場所： 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊入札室

再度入札郵便期日については入札日前日15時までとする。

(入札日前日が行政機関が定める休日の場合、前日の15時)までとする。

4 保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を結ばないときは違約金として、落札単価に予定数量を乗じた額の100分の5を徴収する。

(2) 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約不履行のときは違約金として、契約単価に確定数量を乗じた額の100分の10以上を徴収する。

5 落札決定方法

(1) 品目別の単価で決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額を持って落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること

(2) 当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき入札者が2社以上ある場合には、くじにより落札者を決定する。くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

6 入札の無効

(1) 第2項に示す競争入札参加資格を有さない者の行った入札。

(2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたいもの。

(3) 見本を提出すべきもので見本を提出しなかった者及び見本判定に合格しなかった者の入札。

(4) その他、入札に関する条件に違反した入札。

(5) 入札書等には、当隊所定の「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ誓約した旨を記載して下さい。(記載がない場合は無効となります)

※ 誓約事項の記載要領

「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」

7 契約書等の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、契約単価に予定数量を乗じた金額に消費税相当額を加算した額が100万円以上の場合には請書を、250万円を超える場合には契約書を「陸上自衛隊標準契約書」の様式に基づき作成提出すること。

8 その他

(1) 適用条項は糧食品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、単価契約に関する特約条項及び食中毒の予防等に関する特約条項とする。

(2) 電信、電話及びFAXによる入札は認めない。

(3) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。

(4) 請求金額は、契約単価に確定数量を乗じた額の合計に消費税相当額を加算した額とする。

(5) 代表権の無い者の入札は無効となるので、代理人による入札の場合は入札前に委任状を提出すること。

(6) 入札参加者は、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを、令和8年9月14日までに提出すること。

(7) 同等品の入札については、令和8年9月9日 15時00分までに糧食班に提出し、了承を得たものを認める。

(8) 入札に参加される業者は、食品衛生法施行規則第18条の3に規定する食品衛生監視票の最近6箇月以内の記録の写し(保険所長の確認印あるもの)を提出して下さい。

(9) 規格、同等品に関する件については下記担当まで連絡してください。

TEL:024-593-1212 内線 337

(10) その他疑問点については下記担当まで連絡して下さい。

担当 菅原

TEL:024-593-1212 内線 349

FAX:024-593-1212 内線 348

担当 矢渡

東北方面会計隊ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/neae/koukoku/fin/>